

佐賀藩家臣団編成の諸段階

高野, 信治

<https://doi.org/10.15017/2230658>

出版情報 : 史淵. 123, pp.61-102, 1986-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



佐賀藩家臣団編成の諸段階

高野 信 治

目次

はじめに

一 藩家臣団の成立と構造

二 軍役体制の推移

三 家臣団の構成的展開と存在形態

(a) 構成的展開

(b) 「与私」の機能

(c) 家臣在郷制

四 分限帳の帳簿組織とその推移

おわりに

はじめに

藩家臣団の研究は、それが領主権力の中核を構成するだけに極めて重要であり、いわゆる藩制（政）史研究の一環として多くの業績が蓄積されている。ところがそれらの研究の主たる関心は、幕藩権力の形成・確立期における統一

的な封建家臣団の創出過程、あるいは幕末・維新时期における藩政（軍制）改革の一環として実施された封建家臣団の再編成過程等に集中していたといえ、総じて幕藩制の成立期と解体期の問題に限定されていた。

筆者もこれまで佐賀藩を素材としながら、藩家臣団の成立と構造の諸問題について検討してきたが、本稿では佐賀藩に関するこれまでの考察を踏まえ、かつ右のような研究史の状況を克服する一環として、佐賀藩における家臣団編成の諸段階について分析を試みることにしよう。その際、以下の方法で分析を進めたい。

まず①家臣団編成形態のいわば前提ともいえる軍役体制の推移を明らかにし、その上で②家臣団の構成的展開と存在形態について検討する。さらに従来の研究史に欠けていたと思われる、家臣団編成と分限帳組織とを統一的に把握するという視角より、③藩権力による家臣団掌握の実態を示す分限帳組織とその推移について検証する。これらの考察の上に、藩家臣団編成の諸段階を確定したい。そこで具体的分析を行なう前に、佐賀藩における家臣団の成立と構造について概観しておこう。^{②③}

一 藩家臣団の成立と構造

戦国大名として領国拡大に専念していた竜造寺隆信は、天正一二年三月島原において有馬・島津の連合軍と合戦し戦死した。隆信の死による領国体制の動揺は、隆信の重臣である鍋島直茂に対して、竜造寺政家（隆信嫡子）・竜造寺氏一門・重臣より領国の支配権（御家裁判）が委任されるという事態を招来した。ところが、天正一五年九州平定後に実施された九州諸大名に対する知行割において、豊臣政権は、竜造寺政家に肥前七郡（佐賀・神埼・三根・小城・杵嶋・藤津・松浦のうち）を旧領安堵して、近世大名として取立てた。いわゆる竜造寺佐賀藩の成立がこれである。しかし、天正一八年一月の朱印状「肥前国竜造寺藤八郎知行割之事」によれば、被宛行人が竜造寺藤八郎（政家

の嫡子高房)であるものの、竜造寺氏の家臣中、鍋島氏(直茂・勝茂)の知行高(五三、五〇〇石)が藩主竜造寺氏(高房・政家)の知行高(三五、〇〇〇石)を上回っていたのである。

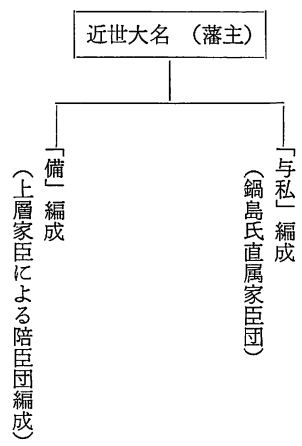
こうした中で、「朝鮮出兵」が竜造寺氏の当主高房ではなく鍋島直茂に命じられた。鍋島氏は竜造寺氏を初めとする家臣団を自らの軍役体系の中に包摂し、「文禄元年壬辰四月十二日辰刻朝鮮渡海人数」を作成した。この「朝鮮出兵」期における鍋島氏の軍事編成を検討した場合、同氏が近世的「与」編成を独自に創出し、それが公儀軍役を上回る基準で編成されていたのに対し、旧国人領主層に系譜を有する竜造寺氏一門層は一在地領主の立場を保持しつつ公儀軍役を下回るにとどまっていたこと、つまり鍋島氏の軍事編成が「与」編成を中心としたフラットな構造を有していたのではなく、それが竜造寺氏一門層の独自性に起因していたことが明らかになる。

このような傾向は、慶長五年の「柳川御陣」においても大きな変化は認められず、「与」編成はむしろ陣立の一部を構成するにとどまり、竜造寺氏一門の家臣団(陪臣団)が、「与」編成に位置づけられることなく自立的に陣立を構成していた。もちろん、鍋島氏の馬廻(旗本)の存在が認められるものの、鍋島氏の独自編成による「与」や馬廻よりも、陣立の中心が竜造寺氏一門の家臣団(陪臣団)によって担われているところに、この段階での領主的結集ないし大名権力の構造的特質が集約されているということができよう。

慶長一二年、竜造寺本家は断絶するが、これ以前の鍋島氏による家臣団強化政策は、蔵入方よりの切米・諸道具の分与による「与」・馬廻の強化にとどまっていた。「与」・馬廻のいずれも鍋島氏の狭義の直隸家臣団の性格を有するものであり、家臣団統制の法令的な整備が行われていたものの実質的にはこれらの家臣団(「与」・馬廻)を対象としたものと考えられ、統一的な基準にもとづいた全家臣団に対する強化政策は未だみられなかった。

ところが竜造寺本家断絶(慶長一二年)以降に鍋島氏による独自の政治路線開始の一環として、本格的な家臣団編成・統制が始まった。慶長一三年には、竜造寺氏一門を佐賀へ召寄せ、鍋島氏一門・重臣とともに藩家老に据えらる

図(1) 佐賀藩家臣団の構造モデル



註) 拙稿「成立期佐賀藩における家臣団編成の原理と構造」参照。

ともに、大与頭として「与」編成に対する軍事指導権の一部を付与した。このようななかで、慶長検地(慶長一〇〜一四年)の結果にもとづき、「与私」編成が創出された。

しかし、鍋島氏が「与私」編成の創出を契機として同氏直臣を竜造寺氏一門の陪臣団へ組み入れることにより、これを「与私」編成に包摂していわゆる近世的「与」編成に位置づける試みは結果的にその意図が十分に貫徹されなかった。その理由は、領主権力の移動という歴史的規定性が鍋島氏と竜造寺氏一

門層との間に緊張関係を介在せしめていたこと、竜造寺氏一門層の鍋島氏に対する相対的独自性が温存されていたことに求められる。以上のような経緯のなかで、元和七年竜造寺氏一門層は政治的には家老として藩政中枢部を占める一方、家臣団の編成形態としては近世的「与」編成とは別に、新たに創設された鍋島氏一門とともに「備」として陪臣団を独自に編成するに至った。ここに、佐賀藩において幕末期まで定着する「与私」(鍋島氏直属家臣団)・「備」(上層家臣による陪臣団編成)体制の成立をみるのである(図(1)参照)。

「備」編成の成立は、竜造寺氏一門・鍋島氏一門層に蔵入方よりの切米・諸道具等の分与がなされなかったため、軍役自弁を強いることになったが、むしろ独自の知行体系と陪臣組織を再生産させる保障を与えることにもなった。これら上層家臣の知行地は「大配分」あるいは「私領」と呼ばれ、それ以外の家臣知行地である「小配分」ないし「知行所」と区別されていたことは注目される。

一方「与私」は、蔵入方よりの切米・諸道具の分与の制度化を前提とし、軍役の事実上の担い手である陪臣層をも直接掌握した編成方式である。後掲表(3)にみられるように、寛永〜明暦期にかけて漸次整備され、幕末期まで定着す

る一五与編成が成立する。本稿では、この藩主直屬家臣団（「与私」編成）を直接の分析対象とし、編成形態の諸段階について考察を加えることにする。そこで、まず家臣団編成の前提をなす軍役体制の問題から、検討を始めることにしよう。

二 軍役体制の推移

軍役は幕藩領主階級を貫ぬく基本的制度であり、大名の幕府に対する軍役を大名家臣が負担するという原則のもとに各藩の軍役が規定されていた。しかし各藩の軍役規定は幕藩制下において統一なものではなく、記載形式や負担内容およびそれらの推移については、藩体制の成立する政治的諸条件や軍役の現実的負担の基礎をなす農民の存在形態等を背景とし多様であった。本節では、藩家臣団の編成形態に重要な影響を与えたこの軍役体制について検討を加えることにしよう。

表(1)は、佐賀藩における軍役規定について、藩政成立期にあたる元和七年より幕末期の嘉永二年までを一覧化したものである。これによれば、軍役規定の表示方式について次のような事実を指摘することができる。すなわち①軍役が元和期では物成表示を原則としていたこと、②寛永・貞享期のいわば幕藩制的諸秩序の形成期において幕藩制原理に適合的な知行高表示が採用されたこと、③しかし元禄期以降、再び物成高表示に復したこと等である。以上の事実より佐賀藩における軍役規定の表示方式の原則が物成高であったことが判明する。このことは四節でも言及するように（後掲表(10)参照）、佐賀藩分限帳の記載方式が寛永期に知行高表示であったものの、明暦期より元禄期まで知行高と物成高とが併記され、享保期以降幕末期に至るまで物成高表示に統一されたという事実と相即する。すなわち佐賀藩は物成知行制を領主的結集の編成原理に組み入れていたのである。このため、佐賀藩軍役規定の推移は物成高を基

表(1) 佐賀藩における軍役規定の推移

	(物) 元和7年10月	(知・5) 寛永5年11月	(知・5) 寛永16年6月	(知・5) 寛永18年9月	(知・4) 慶安5年8月	(知・4) 貞享4年9月	(物) 元禄12年9月	(物) 享保17年6月	(物) 寛保元・9、宝暦12、天保2・4、9、天保15・10、嘉永2・4
軍役人数	100石6人	100石6人	100石10人	100石12人	100石12人	100石12人	100石12人	100石12人	100石12人
本 役			125石以上	100石以上	100石以上	100石以上	70石以上	70石以上	70石以上
主従12人				75~100石	70~100石	70~100石			
主従10人			50~100石	50~75石	50~70石	50~70石			
主従8人			50石未満	50石未満	50石未満	50石未満	50~70石	50~70石	50~70石
主従7人							50石未満	30~50石	30~50石
主従6人							20~30石	20~30石	20~30石
主従5人							20石未満	20石未満	20石未満

註) 「物役目」(仮題「従直茂公勝茂公之御判物」、元和7年10月12日)、「物役目」(『長崎県史・史料編』第2、寛永5年11月1日)、「勝茂公軍役御定之御条目」(「元茂公御年譜」巻之八、寛永16年6月)、「軍役」(「肥陽旧章録」、寛永18年3月5日)、「軍役」(「島ノ子御帳」五、慶安5年8月22日)、「乗輪院様御代御壁書其外」(貞享4年9月29日)、「綱茂公御代組中定并役目・鍋島主水」(元禄12年9月26日)、「組中定并役目・鍋島主水」(「鍋島主水家文書」<早稲田大学図書館蔵>所収、享保17年6月3日)、「宗茂公御代組中定并役目・鍋島主水」(寛保元年9月15日)、「重茂公御代与中定并役目」(宝暦12年)、「組中定并役目・鍋島弥平左衛門」(天保2年9月15日)、「組中定并役目・鍋島弥平左衛門」(天保15年10月29日)、「組中定并役目・鍋島周防」(嘉永2年4月11日)より作成。

(物)は、物成表示、(知・5)は5ツ成の知行高表示、(知・4)は、4ツ成の知行高表示を示す。但し、知行高表示の場合も原史料を操作して物成換算し、石高数値は全て物成高である。

また、各年代の軍役人数は、物成100石を基準として表示する。

準としながら検討する必要がある、表(1)は以上のような事情を勘案し、知行高表示を採る寛永五年より貞享四年の軍役規定についても、物成高で表示している。また、軍役負担量の重要な指標となる軍役(役目)人数については、相互に比較し易いよう便宜的に物成一〇〇石を基準とした。以下、表(1)の具体的分析を行ってみよう。

元和七年より寛永五年にかけては、物成一〇〇石につき各家臣が負担すべき軍役人数は六人である。ところが寛永一六年には一〇人、寛永一八年には一二人と、いわゆる「島原の乱」(寛永一四一五年)の翌年と三年後に相次いで改訂され、寛永五年段階の二倍に相当する軍役人数量となったのである。

しかもいまひとつ注目すべきことは、この時期(寛永一六一八年)に下禄者による軍役の過重負担という原則⁽³⁾が成立したことである。すなわち寛永一六年・同一八年規定では、従来みられなかった本役条項が加わった。寛永一六年の場合、物成一二五石以上は一〇〇石につき一〇人という軍役人数基準が適用されるものの、それ以下の一〇〇石以下五〇石の階層は一〇人負担、五〇石未満では八人負担という規定となり、本役負担のみである一二五石以上の家臣層よりも相対的に過重な軍役を負担することになる。寛永十八年には一〇〇石以上の家臣が本役とされたものの、一〇〇石以下七五石の家臣は、一〇人より一二人負担となって過重性が強まった。このように、「島原の乱」後、相次いで改訂された二つの軍役規定によって、軍役人数の物成一〇〇石以下二人負担と下禄者過重な軍役負担という二原則が成立したのである。

しかし、以上のことより「島原の乱」を契機に軍役体制が過重になったとする見解は早計である。すなわち、各家臣が定められた軍役(役目)人数よりも過重に負担する傾向は、臨戦体制的性格が濃厚な藩政初期よりみられたと考えられる。例えば、元和九年の「鍋島右馬助与私」⁽⁵⁾という「与着到」⁽⁶⁾には、「役目」と「分過」という項目がある。

役目とは表(1)の軍役人数に相当し、分過とは軍役(役目)人数以外に家臣が負担する陪臣数である。⁽⁷⁾つまり、寛永一六年・同一八年規定により佐賀藩軍役体制が過重になったのではなく、従来存在した家臣による軍役過重負担の慣行

表(2) 鍋島主水与における役目人数と分過人数

年 代	(a)役目人数	(b)分過人数	$\frac{(b)}{(a)+(b)} \times 100$	出 典
元和9年	222人	136人	38.0%	鍋島右馬助与私
寛永14年	493	134	21.3	鍋島淡路守与私
寛永18年	919	132	12.6	鍋島淡路守与私 鍋島主水与私
正保4年	613	76	11.0	鍋島主水与着到
慶安2年	614	75	10.9	鍋島主水与着到
承応元年	612	71	10.4	鍋島主水与着到
寛文元年	808	94	11.6	鍋島主水与着到
天和3年	788	121	13.3	鍋島主水与着到

佐賀藩家臣団編成の諸段階

註) 拙稿「佐賀藩家臣団の編成と構成」所収の第11表より作成。

を、幕藩領主支配形成期に突如勃発した大規模で強靱な農民一揆^⑧「島原の乱」を背景に、藩権力が法令化して定着させたものといえるのである。したがって表(1)に示される数値的に過重となった軍役は、本来、「分過」人数として各家臣により負担されていたもので、慣行的に負担されるに過ぎなかった軍役人数に対する藩権力による直接掌握(軍役規定としての法令化)が実現した点こそ重要であろう。

表(2)によれば、「鍋島主水与」という「与私」に所属する家臣団が召抱える陪臣数のうち、分過人数の比率が元和九年に三八・〇%、寛永一四年に二一・三%であったのに対し、寛永一八年以降、一〇〜一三%台に下降し安定しているのは、以上の事象を裏付けている。いずれにしても、「島原の乱」は慣行的な軍役の負担形式を、軍役負担原則として成立・定着させたわけである。

一方、軍役規定が三度に渡り制定され軍役負担原則が成立した寛永期は、藩家臣団編成の基本となる一五与編成の原型が形成された時期でもあった。表(3)は永禄〜元禄期にかけて「与私」(「与」)を管理・統轄する大与頭の変遷を示したものであるが、同時に「与私」の整備過程についても知ることができる。表(3)により、寛永期における編成年次が判明するのは、寛永一七年一二月の「中野内匠助重利」与、「大木兵部丞統清」与のみであるが、「出雲監物茂道」与、「中野数馬佐政利」与、「鍋島帯刀茂貞」

表(4) 寛永18年、慶安5年における軍役規定比較

年代 軍役	寛永18年3月	慶安5年8月
幕府規定	100石4人	125石4人
軍役人数	100石6人	125石6人
馬乗主従8人	100石之内	125石之内
馬乗主従10人	150石之内100石迄	175石之内125石迄
馬乗主従12人	200石之内150石迄	250石之内175石迄
本役	200石以上	250石以上

註)「軍役」(「肥陽旧章録」<小城鍋島家文庫>所収、寛永18年3月5日)、「軍役」(「鳥ノ子御帳」五所収、慶安5年8月22日)より作成。
 兩年とも知行高表示であるものの、寛永18年は5ツ成、慶安5年は、4ツ成なので、基本的に変化していない。

与、「小川市左衛門尉利清」与、「鍋島大膳正之」与、「関将監清長」与、「石井兵庫助孝成」与、「鍋島玄蕃允常貞」与、「諸岡彦右衛門茂之」与の九与も寛永期に成立したと考えられ、前者と合わせれば一一与が編成されたことになる。これらは、いずれも幕末期まで定着する(但し大与頭は交替。表(3)では元禄期まで掲載)。つまり、藩家臣団の中核をなす直属家臣団一五与中、一一与が寛永期に成立・定着したのであり、それは、軍役負担原則の成立と軌を一にしているのである。

ところで、佐賀藩が物成知行制を原則としていたことは先述した通りであるが、物成率の変化については、「着到帳」を素材とした城島正祥氏の分析がある。⁽⁹⁾ そのなかで氏は、五ツ成から四ツ成へ変化する時期を明暦二年としている。これに対して、筆者は各「与私」の分限帳である「与着到」の分析を通じて、五ツ成から四ツ成への体制的变化を明暦二年より四年早い承応元年(慶安五年)とした。⁽¹⁰⁾ 表(1)において慶安五年規定を四ツ成としたのはかかる事情によるのであり、物成率が変化した同年に軍役規定が新たに制定されたことになる。

この慶安五年規定について、幕府と佐賀藩における軍役規定の比較を試みた黒田安雄氏は、「慶安五年に至り、役目高の基準は知行一〇〇石より一二五石とされ、また役目道具のそれも知行二〇〇石であったものが、一段と緩和されて二五〇石以上が本役と改定されており、軍役量は寛永期よ

り全般的に軽減されている」と指摘したが、この認識には肯首し難いものがある。確かに原史料の表記内容を示した表(4)によれば緩和されたようにみえるが、寛永一八年は五ツ成知行、慶安五年は四ツ成知行であるため、兩年とも物成換算した上で比較した場合、表(1)に示されるごとく、一〇〇石と五〇石層において、主従一二人と一〇人との区分が七五石より七〇石に変化した以外は、同一規定であったことが理解される。つまり物成率が変化(五ツ成より四ツ成)したため形成的に軽減したようにみえたにすぎず、黒田氏は慶安五年の物成率変化という条件を考慮していないために誤った見解を示しているのである。

なお、この時期に物成率の変化がみられるのは、身分家格序列重視の傾向と石高制原則のもとで物成知行制を原則とした佐賀藩の特殊性とが背景にあった。⁽¹²⁾

以上のように寛永一八年規定が、物成率の体制的变化という藩政上重要な画期(慶安五年)にもかかわらず、慶安五年規定に継承されたことこそ重要であり、寛永期に成立した軍役負担の二原則が佐賀藩軍役体制として定着していることを確認することができるのである。

むしろ、藩軍役体制の大きな画期は元禄期から享保期に求めることができる。二つの軍役負担原則のうち、下禄者過重の原則に一定の修正が加えられたのである。すなわち元禄一二年・享保一七年の両規定において、本役(物成一〇〇石につき軍役人数一二人負担)適用の階層が、一〇〇石以上より七〇石以上に改められ、下禄者過重原則の適用階層が一〇〇石未満から七〇石未満へと限定された。しかも、下禄者過重負担の内容自体についても軽減された。元禄一二年規定では主従一二人、同一〇人両規定が廢され、主従八人を負担すべき階層を五〇石未満より七〇石と五〇石層と改め、五〇石未満の階層については、主従七人規定が設けられたのである。下禄者における軍役軽減の傾向は、享保一七年規定でさらに徹底した。主従七人規定を五〇石未満から、五〇石と三〇石層と限定し、三〇石未満については新たに主従六人規定(三〇石と二〇石層)、同五人規定(二〇石未満層)を設定した。要するに元禄一二年・

享保一七年の兩規定により、下禄者過重の軍役負担原則が大幅に緩和されたのである。

ではなぜ、元禄享保期に軍役体制が軽減されたのであろうか。その背景には、第一に「島原の乱」以降実質的な軍事動員が存在しなかったこと、第二に佐賀藩における家臣団の身分格制が、万治二年の着座の座位決定、天和三年の三支藩（小城・蓮池・鹿島）に対する「三家格式」の制定を経て、元禄一二年の竜造寺氏一門に対する「親類同格」の設定により確定し、藩の支配体制ないし家臣団秩序体系が相対的に安定したこと、第三に、これが本質的な理由と思われるが、軍役を負担すべきとくに下級家臣団の経済的困窮等が考えられる。

享保一七年規定と同時期に起った享保飢饉との関連性については明確にできないものの、享保一七年六月に改訂された軍役規定は表(1)により明らかなように、幕末期の嘉永二年規定まで継承されている。したがって、享保飢饉による家臣団困窮を藩当局は十分認識していたにもかかわらず、同年規定以下に藩軍役体制を軽減・緩和するに至らなかったため、比喩的な表現をすれば、藩家臣団の本質をなす軍事的機能維持を前提に、藩権力がなし得る最大の譲歩が、享保一七年規定に示されているといえよう。

しかし、現実的には享保飢饉以降の農村荒廃による家臣団の窮乏化は進行しており、元文元年八月には、
(元文元年八月五日)
一御親類御家老其以下共ニ従者当時減少之儀候得共、猶も勝手次第相減可被召連事⁽²¹⁾

と、「従者」について「当時減少」というなかでさらに「勝手次第相減」という方針が示されている。軍役遂行が家臣財政窮乏という状況のなかで、事実上極めて困難な状態に陥っていたことが窺われるのである。

このようななかで藩権力は、軍役人数以外に、下禄者が過重に負担していた分過人数について蔵入代替制を導入するに至る。すでにその兆しは、元禄一二年軍役規定が出された翌一三年の

(元禄一三年八月一日)
一江戸・長崎御供従者等身軀相応ニ分過之節者、御上方作料可被下候事

一身軀ニ不相応御供者被仰付候節、右同断⁽²²⁾

という法令にも表われている。すなわち、「身躰相應ニ分過」、あるいは「身躰ニ不相應御供者」とは分過人数を示しており、これに対して「御上²³の造作料可被下」と、「御上」⁽²³⁾は蔵入方よりの援助が定められたのである。この法令の趣旨を徹底させたものが、宝曆一〇年の「役目定」に具体化された分過人数の蔵入代替制である。当面重要と思われる条項を列記してみよう。

一大、与頭は少身ニ而も主従拾八人を下ニノ可罷出候、不足之所者、從蔵入、分可相渡事
一組頭者少身ニ而茂主従九人を下ニノ可罷出事

但少身たりとも何手之者、召連可罷出候、其上不足之所ハ、從蔵入分過可相渡候、尤知方ニ申付置候者、百五拾石之内百石迄ハ役目従者之上ニ荷物夫老人手前より可召連候、偕又、蔵米ニ而相渡候者、分過之儀者皆以蔵入より相渡、ノ主従九人たるへき事

一平士ハ主従五人下ニ可罷出事

但少身たり共、いつれ手之者、老人ハ召連可罷出候、其上不足之所者、從蔵入分過可相渡事⁽²⁴⁾

右の史料によると、「与私」を統率すべき大与頭、「与私」における小「与」を管理・統轄する組頭（物頭）及び平士が召抱えるべき分過人数が、蔵入より代替されることが規定されている。しかし、組頭の但書にあるように「知方」（地方知行）給付者の場合より「蔵米」給付者の場合に、代替規定がより徹底されていたことは、分過人数の給付源として知行地からの給知百姓が前提とされていたことを推測せしめると同時に、次節で検討するように、藩政中後期にかけて下層切米取層（下級の侍や手明鑑・足輕等）の広範な形成に対応したものが、分過人数の蔵入代替制であったといえよう。

以上、表(1)の分析を中心に、佐賀藩における軍役体制の推移について検討を加えてきた。その結果、①寛永期と元禄・享保期に佐賀藩軍役体制の画期を定めることができること、②寛永期における軍役規定上の過重化は、「島原の

「乱」を契機とする、従来の慣行的な負担形式の権力的な原則化であったこと、③寛永期に成立した物成一〇〇石につき一二人および下禄者過重という軍役負担原則が幕末まで定着すること、④しかし下禄者による軍役の過重負担原則が、(i)実質的な臨戦体制の解除、(ii)家臣団身分格制の確定に伴う支配体制の安定化、さらに、(iii)家臣財政の窮乏化という背景のなかで、元禄享保期に緩和されたこと、⑤享保期の軍役体制が幕末期まで継承されるものの、蔵入代替制にみられるように現実的には軽減・緩和策を採らざるを得なかったこと等を明らかにしてきた。

幕藩制下における軍役体制は、領主権力による軍事力Ⅱ家臣団の維持・強化の指向性と、家臣団やそれを基礎づける農民層の現実的な存在形態との相関関係のなかで、推移・変容していくわけである。次節ではこのような軍役体制の推移を踏まえながら、家臣団の具体的な構成や存在形態について検討を加えることにしよう。

三 家臣団の構成的展開と存在形態

(a) 構成的展開

佐賀藩直属家臣団の基本形態である一五与編成は、先述のように寛永期にその原型が形成されたが、一五与編成形態として完成・定着するのは明暦期以降である（前掲表(3)参照）。そこで本節では、佐賀藩家臣団が体制的に完成したと目される明暦期以降の分限帳（「着到帳」・「与着到」等）を相互に比較しながら、家臣団編成の構成的展開について分析しよう。

表(5)は明暦二年、元禄八年、弘化二年、安政元年の各年代における分限帳関係史料にもとづき作成したものである。表中、手明鑑とは元和六年に設けられた階層で、家臣中現米五〇石以下の者に対して知行を召上げ、改めて蔵米にて現米一五石を支給し、平時時には無役、臨戦時には鑑一本・具足一領にて参陣することを規定されたものであ

表(5) 佐賀藩家臣団編成の推移

階 層		年 代	明暦2年	元禄8年	弘化2年	安政元年	
直	侍		405人	573人	1619人	1418人	
	手 明 鑓		459	484	1006	883	
	御徒・新御徒		—	—	328	279	
	与付切米取・足輕	鉄 砲	}	1526	1305	1644	2664
					弓	565	
		昇・副筒		114	412		
		大 筒	—	—	70		
		長 柄 鑓	250	250	473		
		陸 小 姓	160	—	—		
	臣	小 道 具		100	—	141	99
諸 職 人			39	36	97	79	
船 手			740	273	599	525	
	他		104	273	207	30	
	小 計		3388人	3873人	7543人	5977人	
陪 臣				8390人		10073人	
合 計				12263人		16050人	

佐賀藩家臣団編成の諸段階

註)「泰盛院様御印張」(明暦2年)、「元禄八年着到全」(元禄8年)、「光茂公御代与着到」(元禄8年)、「弘化二巳年惣着到」(弘化2年)、「御領中明細録」によって作成。但し、「光茂公御代与着到」(全15冊)のうち、「鍋島図書与着到」は後欠のため、「鍋島図書与着到」(元禄3年)を利用した。なお、弘化2年は、悴・孫を含む。

直属家臣団の構成単位である「与私」に対し、蔵入方より分与された切米取⁽²⁶⁾のことであり、藩政中後期には足輕と呼称されるようになる。諸職人とは、大工・鍛冶・鷹師等の総称である。また御徒・新御徒は格式上、手明鑓と足輕の中間に位置づけられ藩政中期以降に設定された。

陪臣は、軍役規定に基づき各家臣が召抱える階層である。表中、侍、御徒・新御徒および与付切米取⁽²⁷⁾(足輕)の一部が陪臣を召抱えていた。表では元禄八年および安政元年段階での陪臣

る⁽²⁸⁾。また与付切米取とは、

数を示した。しかし、陪臣自ら陪臣を召抱える場合もあり、分限帳に陪臣数が記載される場合でも、それが全陪臣数を示しているとは言い難く、藩陪臣の総数をはじめ、その実態解明は今後の課題である。表中の数値は一応の目安として掲げた。以上のような点を確認した上で、具体的な分析を加えることにしよう。

まず侍についてみると、明暦二年から元禄八年段階にかけて漸増傾向にあったものが、弘化・安政期の幕末段階においては飛躍的に増加している。⁽²⁸⁾ 藩政中期以降の増加現象は手明鑑についてもみられ、与付切米取・足輕層は藩政全期を通じて増加していることが解る。

これら侍・手明鑑・足輕層の増加傾向に対し、船手（御船頭・水夫層）は藩政初中期にかけて三分の一以下に減少している。これは家臣団の戦時動員体制的性格が弱化したことを示すものであり、幕末期再び増加したのは、長崎警備を通じた外庄の認識による軍事力強化路線の一環として把握することができよう。とはいえ、藩政確立期の水準に及んでいないのは、西洋軍事力、とくに軍艦導入による封建的な船手体制の変容を物語るものであろう。⁽³⁰⁾

陪臣については、先述したように総数を明らかにし得ないものの、元禄八年の八三九〇人より安政元年の一〇〇七三人と約二〇％の増加は、藩政中後期における陪臣増加の傾向をおよそ示しているものと考えられる。

このように、船手を除けば侍・手明鑑・与付切米取（足輕）および陪臣のいずれの階層も増加しており、就中、藩政中後期にその傾向が顕著であることが注目される。

では次に、侍層の増加についてその構成的展開の特色をみることにしよう。表(6)と(8)は佐賀藩における侍の石高別構成を示したものである。⁽³¹⁾ これらの表より第一に指摘されることは、時代が下降するに従って侍数が増加していることである。

第二に物成・切米・扶持別にみた場合、切米・扶持層の増加傾向である。切米の場合、明暦二年段階では一〇〇六石で四五人に過ぎなかったものが、元禄八年段階では五三四一石、一七六人と増加し、嘉永四年段階では一八九八九

表(6) 明暦2年 家臣団石高別構成(侍)

知行形態 石高	物 成		切 米		扶 持		計(%)		
	石	人	石	人	石	人	石	(%)	人
10000～	60,831.	3					60,831.	(34.7%)	3(0.7%)
5000～10000	18,080.	3					18,080.	(10.3)	3(0.7)
3000～5000	18,683.1	5					18,683.1	(10.7)	5(1.2)
2000～3000	40,655.5	5					40,655.5	(23.2)	5(1.2)
1000～2000	2,280.	2					2,280.	(1.3)	2(0.5)
500～1000	6,263.2	10					6,263.2	(3.6)	10(2.6)
300～500	4,851.5	14					4,851.5	(2.8)	14(3.5)
200～300	3,556.2	15					3,556.2	(2.0)	15(3.7)
100～200	8,521.58	69	150.	1			8,671.58	(5.0)	70(17.3)
50～100	6,770.21	103	50.	1			6,820.21	(3.9)	104(25.7)
20～50	3,276.3208	94	451.	19			3,727.3208	(2.1)	113(27.9)
0～20	324.43	37	355.	24			679.43	(0.4)	61(15.0)
計 (%)	174,093.048 (99.4%)	360 (88.9)	1,006. (0.6)	45 (11.1)	0. (0)	0 (0)	175,099.048 (100.0%)		405 (100.0%)

註)「泰盛院様御印張」(明暦2年8月晦日)より作成。

表(7) 元禄8年 家臣団石高別構成(侍)

知行形態 石高	物 成		切 米		扶 持		計(%)		
	石	人	石	人	石	人	石	(%)	人
10000～	60,831.	3					60,831.	(36.5%)	3(0.5%)
5000～10000	33,444.4	4					33,444.4	(20.1)	4(0.7)
3000～5000	14,608.	4					14,608.	(8.8)	4(0.7)
2000～3000	11,350.5	5					11,350.5	(6.8)	5(0.9)
1000～2000	3,800.	3					3,800.	(2.3)	3(0.5)
500～1000	7,158.	11					7,158.	(4.3)	11(1.9)
300～500	5,953.4	17					5,953.4	(3.4)	17(3.0)
200～300	4,043.95	18					4,043.95	(2.4)	18(3.1)
100～200	9,379.064	80	1,450.	11			10,829.064	(6.5)	91(15.9)
50～100	6,117.6	98	720.	12	108.	2	6,945.6	(4.2)	112(19.6)
20～50	4,228.525	128	2,415.	101			6,643.525	(4.0)	229(40.0)
0～20	290.85	21	756.	52	39.6	3	1,086.45	(0.7)	76(13.2)
計 (%)	161,205.28 (96.7%)	392 (68.4)	5,341. (3.2)	176 (30.7)	147.6 (0.1)	5 (0.9)	166,693.88 (100.0%)		573 (100.0%)

註)「元禄八年着到全」(元禄8年9月15日)より作成。

表(8) 嘉永4年 家臣団石高別構成(侍)

知行形態 石高	物 成		切 米		扶 持		計(%)	
	石高	人	石高	人	石高	人	石高	人
10000 ^石 ～	60,831. ^石	3 ^人					60,831. ^石 (34.2%)	3 ^人 (0.2%)
5000～10000	33,444.4	4					33,444.4 (18.8)	4 (0.3)
3000～5000	14,608.	4					14,608. (8.2)	4 (0.3)
2000～3000	9,325.5	4					9,325.5 (5.2)	4 (0.3)
1000～2000	3,600.	2					3,600. (2.0)	2 (0.2)
500～1000	3,700.	6					3,700. (2.1)	6 (0.5)
300～500	2,380.	7					2,380. (1.3)	7 (0.6)
200～300	5,570.	25	200. ^石	1 ^人			5,770. (3.2)	26 (2.1)
100～200	10,564.114	84	1,395.	12			11,959.114 (6.8)	96 (7.6)
50～100	6,789.428	102	3,482.4	59	315. ^石	5 ^人	10,586.828 (5.9)	166 (13.2)
20～50	3,241.09	100	13,646.675	515	1,958.7	64	18,846.465 (10.7)	679 (54.0)
0～20	126.5	9	265.5	18	2,507.4	233	2,899.4 (1.6)	260 (20.7)
計(%)	154,180.02 ^石 (86.6%)	350 ^人 (27.8)	18,989.575 ^石 (10.7)	605 ^人 (48.2)	4,781.1 ^石 (2.7)	302 ^人 (24.0)	177,950.69 ^石 (100.0%)	1,257 ^人 (100.0%)

註)「分限着到」(嘉永4年)より作成。

石五斗七升五合、六〇五人と飛躍的にふえている。これに伴い全構成中に占める比率も石高では〇・六% (明暦二年) から三・二% (元禄八年)、一〇・七% (嘉永四年)、また人数の場合も、一一・一% (明暦二年)、三〇・七% (元禄八年) と増加し、幕末段階では四八・二% (嘉永四年) と全侍層の約半数が切米取家臣によって占められるに至っている。扶持の場合は、藩政初期の段階で皆無だったものが、幕末段階では石高四七八一石一斗、人数三〇二人とそれぞれ二・七%、二四・〇%の構成比率を占めている。

第三に、以上のような切米・扶持層の著しい増加傾向に対して、物成層の停滞ないし漸減傾向である。まず石高に注目すると、明暦二年段階では一七四〇九三石四升八合で、石高構成の九九・四%を占めていたものが、元禄八年段階では一六一二〇五石二斗八升で九六・七%と低下し、幕末の嘉永四年段階では一五四一八〇石二升と減少傾向が継続しており構成比率は八六・六%にとどまっている。これに対し、人数は明暦二年三六〇人、元禄八年三九二人、嘉永四年三五〇人と推移しているものの、切米・扶持層の顕著な増加に比較すれば大きな変化は認められない。もっとも侍の総数が切米・扶持層の形成により多く

なっているので、物成層の占める構成比率は八八・九％から六八・四％、さらに幕末期には二七・八％に落ち込んでいる。

第四に、右にみたように、物成層の場合、石高が漸減傾向にあるのに対して、人数的な変化がみられないということは、物成層一人当りの平均石高が減少していることを示すものであり、いわば物成層の石高減少分が切米・扶持層の形成に充当されていたということができよう。

第五に、五〇石以下の下級家臣層の増加である。明暦二年において五〇石以下の階層は石高で四四〇六石七斗五升八夕で全体の二・五％、また人数は一七四人で四二・九％に過ぎなかったものが、元禄八年では、七七二九石九斗七升五合(四・七％)、三〇五人(五三・二％)と増加した。さらに、嘉永四年段階には二一七四五石八斗六升五合(二・二％)、九三九人(七四・七％)と加速度的に増加しているのである。このように五〇石以下の階層が藩政中後期にかけて石高・人数ともに飛躍的な増加を遂げたのは、切米取で二〇〇石台、扶持取で五〇〜一〇〇石台を上限とする下級の切米(扶持)取の増大が背景にある。このようにして、幕末段階の家臣層においては、下級者にその構成的な中心がある切米・扶持取層が、人数では物成層を凌駕するにおよび(嘉永四年段階、切米・扶持取層は九〇七人となり、侍層の七二・二％に相当する)、家臣団構成上、中心的な地位を占めるに至ったのである。

以上のように、表(6)〜(8)より、藩政中後期における下級の切米・扶持取層の広範な形成を確認したが、このことは前掲表(5)にみられる手明鑑や足輕の増加、あるいは御

表(9) 佐賀藩における物成高・切米高の推移

年代		明 暦 2	元 禄 8	弘化~嘉永期
物成・切米	物 成	石 174,093.048	石 161,205.28	石 154,179.91
	切 米	24,875.14	24,555.14	51,762.815
計		198,968.18	185,760.42	205,942.72

註)「泰盛院様御印帳」(明暦2年)・「元禄八年着到全」・「光茂公御代与着到」(全15冊元禄8年)・「弘化二巳年惣着到」・「分限着到」(嘉永4年)より作成。

徒・新御徒が創設されたことと相即し、

切米（扶持）高の増加を促す。表(9)は佐賀藩における物成高と切米高の推移を示したものである。この表中、物成高には寺社知行分・内儀方知行分が含まれず、

家臣層への給付分のみである。一方、切米高の項には扶持高を含み、さらに役米・加米を加えている。この表より物成高が漸減傾向にあるのに対して、切米高が元禄期以降急速に増加していることが明らかであり、幕末期においては藩政中期の二倍強となっている。この増加分は、藩政中後期に新たに形成されてきた侍層の切米・扶持取および手明鍵、御徒・新御徒、足輕層（以上の家臣層について本稿では下層切米取層と仮称する）への給与分として主に充当されていったのである。

ところで「鍋島主水家文書」（早稲田大学図書館蔵）のなかに、「治茂公御代被召出候人偕又手明鍵以下立身被仰付人名並石数書拔」および

表(10) 直臣（侍・手明鍵）取立後の切米・扶持高（明和7～文政4年）

石 高	切米	扶持	計
100石以上	2人		2人
50石以上100石未満	3		3
20石～50石	12	8人	20
10石～20石	1	13	14
10石未満	8	3	11
計	26人	24人	50人

註）「治茂公御代被召出候人偕又手明鍵以下立身被仰付人名並石数書拔」および「当御代様被召出候人偕又手明鍵以下立身被仰付候人名並石数書拔」（いずれも「鍋島主水家文書」＜早稲田大学図書館蔵＞所収）より作成。

表(11) 直臣（侍・手明鍵）取立パターン（明和7～文政4年）

取 立 パ タ ー ン	人 数
①三家・親類・同格・家老の家来 → 侍	18人
②侍の粹・次男・弟 → 侍	10
③手明鍵の粹・次男・弟 → 侍・一代侍	6
④江戸御用聞・京都銀主・医師・京都御出入20人扶持 → 侍・一代侍・家中	7
⑤家来 → 手明鍵	1
⑥手明鍵の粹・次男・伯父 → 手明鍵	4
⑦御徒の粹・弟 → 手明鍵・一代手明鍵	3
⑧大工棟梁 → 手明鍵	1
計	50人

註）「治茂公御代被召出候人偕又手明鍵以下立身被御付人名並石数書拔」「当御代様被召出候人偕又手明鍵以下立身被仰付候人名並石数書拔」より作成。

び「^(奔直)当御代様被召出候人偕又手明鍵以下立身被仰付候人名并石数書拔」という二つの史料が所収されている。これによれば、明和七年より文政四年、つまり下層切米取層が広範に形成されていた時期における、侍および手明鍵の新規取立の傾向性について理解することができ⁽³³⁾る。表(10)・(11)は、この史料より作成したものである。

まず表(10)から、この時期の直臣取立の中心が、五〇石未満の切米取ないし扶持取層であったことが知られ、前掲表(6)・(8)によって確認された事実を裏付けてくれる。

表(11)は取立パターンを分類したものである。この表より指摘できることは第一に、三家(三支藩)、親類、親類同格という大配分Ⅱ「備」編成および家老の陪臣(家来)より侍に取立てられた例が多いことである。これら上層家臣の陪臣は、本来、藩主直臣(侍)に系譜するものがあり、したがって上層家臣の陪臣と直臣との異動は、かなり流動的であったと考えられる⁽³⁴⁾。

第二に、侍や手明鍵・御徒の悴が取立てられる場合があったことである。このことは下層家臣においても、この時期には世禄制が成立しつづつあったことを示すものである。すなわち「悴役目定」⁽³⁵⁾(宝暦十年)という軍役規定の成立がそのことを物語っており、やがて、分限帳への悴・孫等の記載が一般化する⁽³⁶⁾のである。

第三に、悴にとどまらず次男・弟・伯父等からの取立がみられることである。このことは、いわば分家取立が一般化しつづつあることを教えてくれる。

表(10)・(11)は、侍、手明鍵への新規取立のみを示しているが、足軽等への取立の場合、農民からの直接取立がみられる。その際、農民層からの取立が無秩序に行われるのではなく、例えば、

(正徳九年九月二三日)

一同日、神崎小川村百姓久内、佐嘉上飯盛村百姓三太左衛門ト申ス兩人、親孝行者之由達 御聴、足軽召成サル⁽³⁷⁾

のように、親孝行等に典型的な封建倫理的価値観、あるいは庄屋役勤励というような領主支配体制を正統化する価値観等を背景になされることである。ところがこのことは、視点を変えれば農民を初めとする被支配者層において両価

値観が変容していたことを示すものであり、被支配者からの家臣取立はそのような社会的変動への領主的対応という性格を併有していたといえよう。

いずれにしても、藩政中後期にみられる下層切米取層の広範な形成は、軍役体制の軽減を前提とし、陪臣層と直臣層の身分的流動性、下層家臣における世禄制や分家取立成立にみられる武家社会の「家」制度の変質、幕藩制社会の変動に伴う被支配者レベルでの諸価値観の変容等が、その歴史的背景となっていたことができよう。このような経緯のなかで形成されてきた下層家臣層は、藩家臣団の存在形態にも大きな影響を及ぼしたと考えられる。以下、直属家臣団の編成単位である「与私」の機能および家臣団の在郷制という観点より右の問題について考察を行うことにしよう。

(b) 「与私」の機能

「与私」は、近世的「与」編成の一種で佐賀藩直属家臣団Ⅱ一五与編成の構成単位であることは先述した通りであり、「与私」の本来的な機能が軍事的性格の強いものであったことは言及するまでもない。承応三年、藩主勝茂（直茂の子、一節参照）が孫光茂(38)にあてた「覚書」(39)には、

(承応三年一月十四日)

一右六組頭、縦差替候共、組之人数は今のごとく六、七百、千三百之上は不可然候、人数多候得は行儀ノり兼、其上二戦之刻仕損候時、一組之人数共、一所は役ニ不立物ニ候故申義候事

一小馬廻之儀、今之人数も多候条、以来ハ減候様可然存候、人数多候へハ下知難メ、行儀悪敷相成物ニ候、其時ハ、惣勢相乱、以之外不可然候、(薩摩藩)島津などハ一備ニ二・三百人之上ハ無之、其内は心次第之由候事

という条項が含まれる。「与私」(六組Ⅱのちの警固組、小馬廻Ⅱ御側組)が多人数となれば、戦時における指揮統制に支障をきたすとされ、六組の場合「今のごとく六、七百、千三百之上は不可然」、小馬廻の場合は「島津などハ、

一備ニ二・三百人之上ハ無之」と具体的な員数制限の基準を示している。前掲表(5)および(6)~(8)の分析で明らかにしたように、藩政中期において家臣数に著しい増加がみられなかったことは、「与私」の軍事的機能の保持を領主権力が強く認識していたことを物語っており、このことは、前掲表(1)で検討した軍役体制の推移とも相即するのである。

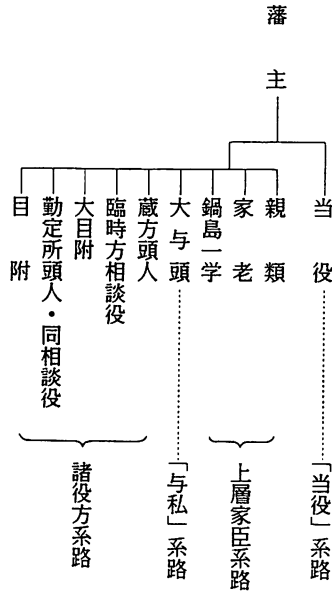
ところが、藩政中後期、軍役体制が軽減し下層切米取層の増加に伴う「与私」の規模拡大化や構成的変化により、機能的には軍事的性格に多様なものが加わり、むしろ、後者の方が藩政機構や藩家臣団の再生産にとって重要になってきたと考えられる。

ところで、物成六〇〇石で格式としては着座にあたる納富鍋島氏は、近世期を通じて「与私」を統率する大与頭を、享保一九年九月より元文元年二月（鍋島雅敬）、延享三年七月より宝暦二年六月（同正興）、寛政三年一〇月より文化一三年閏八月（同周照）、ただし享和二年一二月に与替、天保二年九月より明治二年（同保脩）の計四回、約八〇年余に亘り勤めている。⁽⁴²⁾このため同氏の日記には「与私」に関する記載が多くみられ、「与私」の具体的機能を知る上で貴重である。同日記の分析を踏まえた近世中期以降の藩家臣団に関する報告は別稿を予定しているので詳細は省略するが、藩政中期における「与私」の機能について整理すれば次のようになる。すなわち、①軍事編成単位・軍令伝達機能、②武具・馬具管理機能、③軍事訓練機能、④法令伝達機能、⑤家臣の所属編成単位としての機能、⑥宗門政・人改機能、⑦切米帳作成機能である。

①~③機能は、「与私」が本来有していた軍事的諸機能であるが、長崎警備を除けば形式的となり、「与私」を単位とした軍事訓練もいわば儀礼化していたと思われる。

むしろ注目すべきことは、軍令以外の諸法令が、「与私」を通じて伝達されたことである（④機能）。図(2)は宝暦一三年の史料より、藩法の伝達系路について模式化したものである。これによれば藩法伝達は、藩政の最高責任者であ

図(2) 藩法の伝達系路



註) 「重茂公御年譜」宝暦13年12月8日条より作成

る当役、親類・家老等の上層家臣、「与私」を統率する大与頭、蔵入方・臨時方相談役等の諸役方という四系路あったことが知られ、「与私」による家臣団への法令伝達が、藩法の諸伝達系路のひとつであったことが解る。家臣団への法令伝達の機能を「与私」が有していたことは、各家臣が戦時のみならず、日常的に「与私」という編成単位を前提に、その管轄下に存在していたことを示している(機能⑤)。したがって、各役方も、

(安永四年三月)

一三月御掛硯方帳究役所之儀御改正ニ付、引合

之人相増候処、着到、無之、組付、調子、不相叶候条、侍・手明、鑑以下名書、役付等、迄致書載、与々

も、彼、役、筋、差、出、相、成、候、様、組、扱、中、へ、相、達、成、ル⁽⁴⁴⁾

と、「与私」を単位として、役方構成員を把握していた。⁽⁴⁵⁾ 本来軍事的構成単位(番方)として創出された「与私」が、職制機構(役方)の再生産を補完する役割を併有していたのである。家臣団の宗門改・人改や他領出入の監視・調査(機能⑥)、あるいは切米帳の作成(機能⑦)等が「与私」を通じて行われることは、以上のような経緯からすれば、むしろ当然であろう。

このように「与私」の有する機能は、戦時を前提とした軍事的側面よりも、日常的に家臣団を統轄するという側面が重要となり、それに伴い大与頭を補佐する「与私」内の諸役担当者に変化をもたらした。表(2)は物頭担当階層につ

表(12) 物頭の構成推移

年代 石高	元 禄 8 ()内は切米取	弘 化 2 ()内は切米取
3000～	1人	
2000～	2	
1000～	2	
500～	4	
300～	4	
200～	11	3人
100～	40	39(1)
50～	36(1)	54(15)
20～	16(5)	29(27)
0～	4	
計	120(6)	125(43)

註)「光茂公御代与着到」(元禄8年)、「弘化二巳年惣着到」より作成。

いて、石高別に元禄八年と弘化二年段階とを比較したものである。物頭とは「与私」に分与された与付切米取(足軽)層より構成されていた小「与」を管理する者であり、各「与私」に平均八名程度存在する。元禄八年の場合、一五「与私」の物頭二〇人中、三〇〇石以上一人を含めて二〇〇石以上が二四人数えられる。これに対して弘化二年の場合、物頭総数は一二五人で、ほとんど変化がないものの、階層的には三〇〇石以上が皆無で、三〇〇石～二〇〇石が僅かに三人と

表(13) 与心遣・与扱の石高

寛保2年			弘化2年			
与私	与心遣	物成高	与私	与扱	石高	
鍋島弥平左衛門与私	成松 新兵衛	200.石	鍋島弥平左衛門与私	亀田 左馬助	㊦45.石	
鍋島帯刀与私	深江六左衛門	300.	鍋島播磨与私	小森寛右衛門	㊦33.25	
多久蔵人与私			鍋島隼人与私	江副 奎之進	㊦20.	
鍋島十太夫与私			鍋島市佑与私	福田 兵太夫	㊦35.	
鍋島主水与私	多久民部	200.	鍋島主水与私	宮富 源蔵	㊦20.	
鍋島官左衛門与私	深堀新左衛門	335.	鍋島孫六郎与私			
岡部宮内与私	竹田八右衛門	254.	岡部奎之助与私	原 伊兵衛	㊦40.	
有田勘解由与私	佐野 幸兵衛	200.	大木主斗与私	岩村 大三郎	㊦俣	
相良求馬与私	相良十郎太夫	俣	鍋島志摩与私	田中太右衛門	㊦20.	
中野数馬与私	原田吉右衛門	300.	深江六左衛門与私	秀嶋与左衛門	㊦25.	
納富十右衛門与私	納富 庄兵衛	俣	鍋島周防与私	蒲原 蘇兵衛	㊦20.	
鍋島左太夫与私	小川市左衛門	200.	鍋島左太夫与私	相原 文之進	㊦20.	
江副彦次郎与私			坂部又右衛門与私			
石井縫殿与私			石井勘解由与私	石井権左衛門	㊦25.	
執行七郎左衛門与私			成富十右衛門与私	於保作右衛門	㊦9.石	

註)「寛保二年着到全」、「弘化二巳年惣着到」より作成。

弘化二年の石高覧において、㊦は物成高、㊦は切米高、㊦は扶持高を示す

なった。一方、元禄八年段階では六人に過ぎなかった切米取が、弘化二年では全体の三四・四割に当たる四三人にのぼっている。物頭担当者におけるこのような構成的特色は、各「与私」に一人置かれた与心遣（後に与扱）にも同様に見られる（表13参照）。かかる「与私」内の諸役担当者の変化は、藩政中後期における「与私」の構成的特色（下層切米取層の広範な形成）より必然化されると同時に、先述したように、「与私」の機能変化に伴い、日常的な家臣団の管理・統制面に対応できるいわば専門的・吏僚的性格を有する家臣層が要請されていたことを示唆している。

「与私」は、各家臣にとって戦時における軍事的編成単位よりむしろ日常的な所属構成単位へと変容していったのである。

(c) 家臣在郷制

佐賀藩幕末期の分限帳である「弘化二巳年惣着到」には、各家臣に例外なく居住地が付記されている。これによれば、侍・手明鎧・御徒・足軽・職人・船手、計八一〇七人のうち、城下町居住者は二六八二人の三三・一％にすぎない。つまり、家臣団の三人に二人は城下町以外の村・津等に居住しているのである。

このような幕末期佐賀藩における家臣在郷状況が、いかなる過程で形成されてきたのかについては不明な点が多いが、佐賀藩における在郷規定の変遷を示した表14によれば、藩政初期より家臣在郷がかなり一般的であったことが推察される。すなわち、藩当局は元和四年に最初の在郷禁止規定を示達したものの、その後改訂を繰り返していたことが知られる。すでに三年後の元和七年には願い出制、寛永五年四月には知行五〇〇石（物成二五〇石）以下で「給人役者」以外に対して「勝手次第」と緩和されたものの、七ヶ月後の十一月には願い出制、さらに同一四年には在郷禁止に復している。但し例外が認められており、実質的には願い出制と同じであった。寛文一二年には在郷者で定米五〇石以上は「城元」移住、城下居住者で知行一〇〇石（物成四〇石）以上は在郷禁止とし、この寛文規定が幕末期ま

で定着したと考えられる。

しかし、実際には家臣在郷に関する臨時的な規定がその後も制定されている。例えば享保飢饉後の元文元年八月には、

（元文元年八月五日）
一平土之内、知行上支配、幼少、長病、其外無役之人、在郷江引越度存候へハ、当秋方来八月迄者、可為勝手次第事

但、在郷引越候人ハ寄親迄可申達事⁽⁴⁶⁾

という法令が示され、知行地の上支配⁽⁴⁷⁾、幼少、長病あるいは諸役就任の有無等を条件に期限つきで在郷が許可されている。しかし、その届出の対象は、寄親つまり「与私」内の物頭にとどまり、表(14)において寛永一四年規定が当時の請役（多久茂辰、藩政最高責任者）の許可を必要としていたことと比較すれば、かなり緩和されている。在郷規定はこのような臨時的ないし制限付規定を通して、いわばなしくずし的に形骸化していったものと考えられる。

（天明八年六月一日）
一六月十日 御城下諸小路・御免地屋敷之儀、御家中住居仕候半而不相叶処、身上柄之人々も在郷住居

表(14) 佐賀藩における在郷規定の変遷

年代	規定内容	出典
元和4年	在郷禁止	「坊所鍋島家文書」（『集成』13）806
元和7年	願い出制	「諸法度并定置条々」（「直孝公御代」上） ＜『長崎県史・史料編』第2＞所収）
寛永5年4月	知行500石以下で「給人役者」以外に対して「勝手次第」	「泰盛院様御代御書抜」・「勝蔵公譜考補」 4（いずれも「鍋島家文庫」所収）
寛永5年11月	願い出制	「定置条々」（「直孝公御代」下） ＜『長崎県史・史料編』第2＞所収）
寛永14年	在郷禁止。ただしやむなき場合に限り、美作守（多久茂辰）切手をもって許可	「成富家文書」（『集成』20）17
寛文12年	在郷者で定米50石以上は、城元移住。 知行100石（物成40石）以上、在郷禁止	「御掟条々」

註）出典欄の『集成』とは『佐賀県史料集成』を指す。

多、早竟者年々ニ抱屋敷等、多分ニ相成儀ニ而者無之哉、惣ノ知行百石以上之人在居仕候儀不相叶段、御印帳ニ茂御書載有之候処、只今之通ニ而者不及然候、依之今般左之通被相極候

一小路住居致来候身上之面々、在方利移候儀御停止被 仰付置たる儀候条、無扨引越候半而不叶訳も於有之者、其段筋々相同被差免候上、引移候様之事

一抱屋敷之儀、明屋敷躰ニ而畠作・茶園等之場所ニ相成候も有之由、一躰抱屋敷を致所持、家をも不相立儀御停止之儀、右之通ニ而者屋敷弥ケ上致不足、無扨在居いたし候半而不相叶通成行候ニ付、以後抱屋敷之儀、不被相叶候(後略)⁽⁴⁸⁾

この史料は、天明八年段階における佐賀城下町の状況を示したものである。このなかで「惣ノ、知行百石以上之人在居仕候儀不相叶」とあり、表(14)における寛文一二年規定が定着していたことが確認されるものの、「城下諸小路・御免地屋敷」に居住すべき比較的上層の家臣が、城下町に抱屋敷・名目屋敷を所持しながら在郷するため、城下町における屋敷数が不足するという事態に陥っていたことが理解される。城下町が荒廢し兼ねない程度に、家臣在郷が進行していたのである。

また「与私」所属の足輕層においては、彼らへの切米支給が滞り、「与役」遂行が困難な状況のなかで、「其儀」(切米支給……引用者註)不被相叶候半ハ、引取候段申達候(50)と、在郷居(帰)住をほのめかすという深刻な願状が提訴される例がみられる(安永九年二月)。言及するまでもなく、藩政中後期に急増した家臣の多くは切米取であったわけ、右の足輕層に限らず、

(安永九年三月)
一家中切米渡方之儀、我等方も毎々申聞候処、尔今不相渡由以之外不行届儀ニ而、一躰家中之儀者、石を以動方其外妻子をも致養育儀候處、何を以可致相統哉、急度相渡候様可仕候(後略)⁽⁵¹⁾

という、慢性的な切米支給の滞りは、切米取層の財政窮乏、役方遂行不能、さらには在郷化を招来したであろうこと

は容易に推察し得る。

また、下層家臣のなかには本来の生業活動（主として農業経営）に従事し在郷した状態で召抱えられる場合も少なくなかつた。⁽⁵²⁾ 安永三年六月には農業経営を行う家臣の上納米未進規定をめぐって、

（安永三年六月二十八日）

一同廿八日、去々々御改正付而、御蔵方江被相渡候御帳之内ニ、給人上納相滞候ハハ、御直之者者知行・切米方

御取納、^(陸臣)又内者主人江可被相懸候間、御書載有之候、鳥ノ子御帳并御代々様御印帳ニ者、直人者知行、切米取

上、又之内者者主人江可相懸と御座候、此節之御帳面御段相緩ミ候様相聞、御取納方ニ差支候趣ニ御蔵方相達候、右之通付而ハ、以前より之御印帳之通御書載被相直方ニ而可有御座と吟味仕候⁽⁵⁴⁾

と藩内で議論されている。つまり、家臣が上納米未進を行った場合、従来のように知行・切米を没収するのか（「鳥ノ子御帳」や藩主代替りに出される「御印帳」規定）、従来の規定を緩和し知行・切米より未納分を取り納めるのみとするのか（「去々々御改正」に伴う「御蔵方江被相渡候御帳」規定）である。結論的には改訂されなかつたものの、このような議論の背景には、ここでも切米支給の滞りがあつたのである。⁽⁵⁵⁾

いずれにしても、藩政中後期における切米支給の慢性的滞りは、藩からの出米賦課あるいは、知行地村の荒廢化等の諸要素と複合的に絡み合いながら、家臣財政の窮乏化を進行させ、これが家臣在郷の主要な要因であつたといえる。家臣在郷制は、まさに構造的・体制的な問題であつた。本項冒頭で述べたような、幕末期（弘化二年）段階で家臣団の三分の二が城下町外に居住するという家臣在郷状況は、このような背景のもとに形成されたといえよう。

四 分限帳の帳簿組織とその推移

表(5)は、佐賀藩における家臣分限帳の帳簿組織とその推移を一覧化したものである。史料収録範囲は、藩権力によ

表(15) 佐賀藩における分限帳の帳簿組織とその推移

タイプ 年代	⑥分限帳型	⑦与着到型	⑧与着到集積型	⑨細分化型	⑩「備」着到型	⑪陪臣着到型	⑫編集型
寛永5	寛永五年惣着到						
同14		鍋島淡路守与着到					
同19	御国惣万帳						
慶安元		西五木夫 田沢助左衛門与私					
承応元		鍋島主水与着到					
同年		鍋島山城守与着到					
明暦2	泰盛院様御印帳	鍋島健殿助与着到					
寛文元		鍋島健殿助与着到					
同年		鍋島主水与着到					
天和元	御家中着到	鍋島主水着到					
貞享2			与着到(享保17写)				
元禄3		鍋島國重組着到					
同8	元禄八年着到全	光茂公御代与着到 (15冊)	光茂公御代組着到				
同10				(組子調帳)			
同12		鍋島主水与着到					
宝永6			吉茂公御代始宝永 六年惣着到				
享保10	御家中諸知行 切米着到						
同17		鍋島主水組着到	享保十七年侍着到				
元文5				(各組内控)17冊			
寛保元		鍋島主水組着到		袖内着到(鍋島山代)			
同2			寛保二年着到				
寛延2		預組着到(主水組)					
宝暦10		鍋島市之允組着到	宗教公御代 宝暦十年着到				
同12		鍋島主水組着到					
明和7			組着到				
安永2		預組着到(主水組)					
文化元						佐賀藩家来着到 (新益)	
同2			治茂公御代惣着到				
文政2				小組頭帳 御留守役人帳			
天保5							
同7			諸組着到				
天保年間カ							分類着到(寛永5~ 天保元の14冊)
弘化2			弘化二・巳年惣着到	御附役人帳			
嘉永2		鍋島周防与着到					
同4	分限着到						
同5					三家御親類同格 家来人数附		
安政4				番焼詰名番			
同5					家中着到帳 (鹿島藩)		組着到(慶安2~ 明暦期の5年分)
万延元				佐賀藩役人帳 諸切米帳 役人帳并當用集			
文久元			佐賀藩拾六組侍着到	佐賀藩拾五組侍着到			
元治元							
慶応元				諸切米帳 諸切米帳			
同2				組邊切米扶持方帳			
同年						御家中着到 (鍋島主水)	

註)「鍋島家文庫」所収の着到帳・与着到より作成。
同一年代・同一内容の着到帳が存在する場合、代表的と考えられるものを掲げた。

註)「鍋島家文庫」所収の着到帳・与着到より作成。
同一年代・同一内容の着到帳が存在する場合、代表的と考えられるものを掲げた。

る家臣団掌握、つまり分限帳作成の実態を解明するという観点より「鍋島家文庫」所収史料に限定した。したがって、各家文書中には家臣が自ら作成した陪臣団分限帳(56)が存在する場合があるものの除外した。また、「与私」の大与頭を勤めた家文書に残存する「与私」軍役関係史料中に、「与着到」が確認される場合もある。しかしこれも除外した(57)。さらに、作成年代が不明なもの、あるいは写本が存在しても原本作成年代が不明なものについても外した。このため、表(5)掲載の分限帳は、数量的には限定されたものになっているが、これまで検討してきた軍役体制や家臣団編成の推移等の諸問題と照合すると、興味ある事実を確認することができる。以下具体的にみていくことにしよう。

第一に、各分限帳の名称に「着到」が多数を占めることである。本来、「着到」とは武士が不時の出陣命令や変事の突然を聞いて馳せ参する行為をいい、その上申文書を着到状という(58)。この文書形式は、鎌倉時代末期に成立し、大名領国制の形成に伴い主従関係が確立される室町時代中期以降にはほとんど見られなくなる(59)。佐賀藩の分限帳である「着到」(惣着到)・「侍着到」・「与着到」は、中世期の文書形式である着到状に由来し、これを一冊の書冊形式にしたものと考えられる(60)。佐賀藩において、主従関係が不安定であった中世期の文書形式の名称が普遍的であった理由は、なお明らかではないものの、領主権力が竜造寺氏より鍋島氏へ交代するという、藩体制成立の歴史的条件のなかで、鍋島氏が旧竜造寺氏家臣団に対して相対的存在であったことを、分限帳の存在形態が物語っているともいえる(61)。

第二に、分限帳の帳簿組織についてである。表(5)では、①分限帳型、②与着到型、③与着到集積型、④細分化型、⑤「備」着到型、⑥陪臣着到型、⑦編集型の七タイプに分類している。①分限帳型とは、家臣団が物成高(知行高)順序で記載されるもので、他藩の家臣分限帳にも一般的にみられるタイプである。

②与着到型とは、「与私」単位に作成された分限帳のタイプで「与着到」と呼ばれる。このタイプには、「与私」の各構成者はもとより役目および分過という軍役負担内容が詳細に記載されており、「与私」の構造や具体的な軍役負

担のメカニズムを理解する上で貴重である。⁽⁶²⁾

㉔与着到集積型とは、文字通り㉕与着到型を集積して一五与編成を単一（一冊ないし数冊）の分限帳仕立てにしたものである。しかしその際、㉖与着到型に記載される軍役負担の内容等がなくなり、「与私」構成者のみの簡便な形式となっている。

㉗細分化型とは、触内という階層のみを記載した「触内着到」、手明鑑や足輕等の切米取層のみを記載した諸「切米帳」、あるいは足輕のみの「下輩着到」（表⑤には未掲載、天保期以降の作成か）、さらに「組迦切米扶持方帳」等々のように、いわば階層別、または「小組頭帳」、「役人帳」、「香焼詰名書」のように職制別という具合に、従来の「与私」の枠にとらわれず、機能的・合理的に作成された分限帳である。

㉘「備」着到型とは、藩主直屬家臣団である「与私」とは別に編成されていた「備」の分限帳である。先述したように、各家文書に含まれるものは除外し、「鍋島家文書」所収分、すなわち、藩主権力によって作成（ないしはいわゆる指出形式か）されたと考えられるもののみを掲げている。

㉙陪臣着到型とは、各家臣の陪臣分限帳であり、㉚「備」着到型と同様の趣旨で、「鍋島家文庫」所収分のみを示した。しかし、このタイプの分限帳は各家文書中にも稀少で、各家における具体的な陪臣の存在形態を検討する上で貴重である。

最後に㉛編集型とは、数ヶ年に亘る着到帳を編集したものである。例えば「分類着到」は、その記載形式が「いろいろ順序」であり、このタイプの分限帳は藩権力による家臣団調査の一環として作成されたものと考えられる。

表⑤より第三に指摘されることは、直屬家臣団を記載した分限帳のタイプが、元禄享保期を画期として㉜分限帳型より㉝与着到集積型に移行したことである。その背景には、これまで明らかにしてきたように、佐賀藩軍役体制が元禄享保期以降軽減したこと、これに伴い、藩政中後期にかけて下層切米取層が広範に形成され、「与私」の規模

が拡大したこと、かかる諸契機により「与私」の機能が軍事的側面から、家臣団の日常的な所属編成単位としての側面が強まったこと等が想定される。つまり、従来の③分限帳型よりもむしろ、各「与私」を基準に作成された④与着到集積型の方が、家臣団の合理的・機能的把握にとって、より有効であったといえよう。しかし、④与着到集積型が、形態的には⑥与着到型を集積したものであったものの、軍役負担内容の記載がなくなったことは、藩政中期以降における軍役体制の軽減という状況を反映したものと考えられる。

第四に、表⑮より直接確認できないが、分限帳の表示方式が、寛永期に知行高表示であったものの、明暦期より知行高と物成高の並記方式となり、享保期以降は、物成高表示方式に統一されたことである（表⑯参照）。このことは、前掲表(1)で軍役規定を検討した際に指摘した物成知行制原則が、分限帳上で物成表示方式として定着していたことを示している。

第五に、幕末期、とくに天保期以降になると、旧来みられなかった形式の分限帳が作成されることである。まず、④細分化型が集中的にみられるようになる。これは、下層切米取層が藩政中後期に広範に形成されてきたこと（切米帳・扶持方帳の作成）と同時に、幕末期藩政において、役方⇨職制機構がいわば新しく組織（役人帳の

表(16) 佐賀藩分限帳の表示方式

分限帳（着到帳）	知行高表示	物成高表示
寛永五年惣着到	○	
御国惣万帳（寛永19）	○	
泰盛院様御印帳（明暦2）	○	○
天和元年御家中着到	○	○
元禄八年着到	○	○
享保十七年侍着到		○
寛保二年着到		○
明和七年組着到		○
治茂公御代惣着到（文化2）	○	○
弘化二巳年惣着到		○
分限着到（嘉永4）		○
元治元年佐賀藩拾六組侍着到		○

作成)されようとしていること(藩政改革)を示すものであろう。次に、◎「備」着到型が作成(ないし指出)されている。これは、従来「与私」と「備」という二元的な編成形態をとっていた家臣団編成に対し、藩主権力が権力の集中化、軍事力強化の目的より、一元的な藩家臣団編成への再編、ないし「備」編成に対する統制・掌握強化を企図していることを示している。また◎与着到集積型においても新しい傾向がみられる。すなわち、「弘化」(巳年惣着到)には、家臣在郷制への権力の掌握を目的に、各家臣居住地が例外なく付記されているが、これは従来みられなかった記載方式である。さらに元治元年の「佐賀藩拾六組侍着到」と「佐賀藩拾五組侍着到」⁽⁶³⁾は、前者が文字通り「与私」を構成する侍のみの記載であるのに対し、後者が「与私」別に手明鑑のみを記載しており、両者がいわばセットをなしている。このような天保期以降における新たな分限帳の出現は、藩権力が旧来の家臣団編成に対する改革を試みていることを物語っている。

以上のように、佐賀藩における分限帳の帳簿組織とその推移は、軍役体制や家臣団編成の諸段階に対応し規定されていたのである。

おわりに

四節に亘り考察してきた諸問題を相互に関連させながら、佐賀藩家臣団編成の諸段階を確定しておこう。

第一期(天正二〇年～元和七年)は、豊臣政権より朝鮮出兵を命じられた鍋島氏が朝鮮渡海陣立の一部として、独自に「与」(のちの「与私」)編成を創出したことに始まる。しかし、一方で前領主である竜造寺氏の一門家臣の陪臣団が自立的に存在していた。領主権力が交替して成立するという特異な歴史的条件のなかで形成されたこのような編成形態は、藩主直屬家臣団Ⅱ「与私」と竜造寺氏一門を初めとする上層家臣の陪臣団Ⅱ「備」という佐賀藩家臣団の基

本編成として定着し（元和七年）、幕末期まで存続する。いわば第一期は、藩家臣団成立期である。

第二期（元和七年～元禄一二年）は、「与私」・「備」体制が成立し、佐賀藩における最初の統一的軍役規定（元和七年軍役規定）が發布されたことに始まる。この期の前半は、物成一〇〇石につき二人負担と下禄者による過重負担という二つの軍役負担原則が確立し（寛永一六年・同一八年軍役規定）、藩主直屬家臣団Ⅱ「与私」の一五与編成が整備・完成（寛永～明暦期）した。さらに後半は、家臣団の身分格制の確立（万治二年の着座の座位決定・天和三年の三支藩に対する「三家格式」の制定、元禄一二年の竜造寺氏一門家臣に対する「親類同格」の設定）等により特色づけられる。いわば第二期は、藩家臣団整備・安定期である。

第三期（元禄一二年～天保元年）は、「親類同格」の設定後に元禄一二年軍役規定が制定されたことに始まる。この規定と享保一七年軍役規定により、下禄者過重という原則が緩和され、佐賀藩軍役体制は相対的に軽減される。宝暦一〇年には、蔵入代替制の導入によりさらにその傾向は強まった。つまり、この期の前半は、軍役体制の軽減が進められた時期である。そしてこれを前提とし、かつ、下層家臣における世禄制の成立、分家取立、農民層からの直接取立等々を背景としながら、下層切米取層の広範な形成がみられたことが第三期の大きな特色である。それに伴い「与私」の機能が変容し、また、家臣団の在郷化は構造的、体制的なものとなっていった。第三期には分限帳の形態にも変化がみられる。すなわち、「与私」が軍事的性格より家臣団の日常的な所屬編成単位的性格を強めたため、軍役負担内容の記載がなくなり、「与私」別にその構成員を列記したのみの簡便な分限帳が作成されるようになり、しかもこれが主流となっていった。以上のことより、第三期はいわば藩家臣団展開期である。

第四期（天保元年～明治二年）は、軍制改革を含めた幕末藩政改革を推進した鍋島直正の襲封により始まる。この時期については先学の研究⁶⁴があり、筆者も別稿を予定しているので、詳細はそれらに譲るが、「与私」の軍事的機能の回復・強化、家臣在郷制の掌握・克服、「与私」・「備」体制Ⅱ二元的編成形態の一元化、西洋軍事力導入による編成

改革等々が、この期の家臣団編成＝軍制改革の課題であった。なお、分限帳についても、右のような状況を反映して家臣居住地の記載あるいは「与私」編成にとらわれない合理的・機能的な形態による分限帳、さらには、「備」編成に関する分限帳等が表われ、新しい変化がみられる。第四期は、いわば藩家臣団再編成期といえよう。

以上、個々に掘り下げるべき問題、あるいは取り上げるべき問題（知行地を含めた農村構造の変化、藩財政や家臣財政等）は山積しているものの、それらが今後の課題であることを確認した上で筆を置きたい。

註

(1) 佐賀藩家臣団の創出過程については、「佐賀藩における近世家臣団の創出過程―『朝鮮出兵』における鍋島氏軍事編成の分析を中心に―」（『九州史学』七六号、一九八三年）において、「朝鮮出兵」を契機とした鍋島氏直属家臣団（「与」）の形成を旧国人領主層の対応と比較しながら検討を加えている。また、鍋島氏直属家臣団の強化政策による「与私」と上級家臣の陪臣団―「備」という佐賀藩家臣団編成の基本体制成立に関しては、「成立期佐賀藩における家臣団編成の原理と構造―『与私』・『備』体制の成立を中心として―」（『九州史学』八二号、一九八五年）において考察している。さらに、他藩の分限帳にあたる「与着到」の分析を通じた藩家臣団編成の中核である「与私」の構造と軍役負担のメカニズムの考察については「佐賀藩家臣団の編成と構成―『与着到』の分析を中心として―」（藤野保編『九州と藩政(1)』△九州近世史研究叢書・第二巻∨・国書刊行会、一九八四年）を参照されたい。

(2) 一節「藩家臣団の成立と構造」における引用史料の註記は一切省略する。註(1)の諸拙稿を参照されたい。

(3) 拙稿「佐賀藩家臣団の編成と構成」参照。

(4) 例えば物成八〇石の家臣の場合、一〇〇石につき一〇人という軍役人数基準からすれば、八人負担となるが、実際には主従一〇人規定に従って、八人（これが本役）よりも二人多い一〇人を負担することになる。なお、表(1)の寛永一六年規定によれば、物成一二五石～一〇〇石に相当する階層の軍役規定が不明である。

(5) 「鍋島主水家文書」（早稲田大学図書館蔵）所収。

(6) 「与着到」をはじめ佐賀藩における家臣団分限帳については四節参照。

(7) 拙稿「佐賀藩家臣団の編成と構成」。

- (8) 「島原の乱」時における佐賀藩の動向については、中村質「島原の乱と佐賀藩」(『九州文化史研究所紀要』二四号、一九七九年)参照。
- (9) 城島正祥「佐賀藩の石高と成」(同「佐賀藩の制度と財政」文献出版、一九八〇年)。
- (10) 拙稿「佐賀藩家臣団の編成と構成」。
- (11) 藤野保編『佐賀藩の総合研究』(吉川弘文館、一九八一年)五六四頁。
- (12) 佐賀藩では物成高を基準とし、物成率の操作により知行高が決定する。例えば物成五〇石の家臣の場合、五ツ成では知行一〇〇石となるものの、四ツ成への変化により知行一二五石と知行高が上昇することになる。なお、前掲『佐賀藩の総合研究』第二章第一節(藤野保氏執筆)参照。
- (13) 「光茂公譜考補」一「鍋島家文庫」△佐賀県立図書館蔵▽所収。なお、本稿で利用する史料は、特に註記する以外は「鍋島家文庫」所収である。
- (14) 「連池鍋島家文書」(『佐賀県史料集成』一四卷所収)三〇号鍋島光茂覚書写、「光茂公譜考補」二。
- (15) 「網茂公譜」元禄二年五月二六日条。
- (16) 寛文一〇年段階ですでに、養子縁組の形式で自らの知行・切米を庄屋・農民等に売却するほど窮乏した下級家臣(「小給之侍」・「手明鎧」)が存在していた(城島正祥「佐賀藩における知行の切地と上支配・銀主支配」△前掲「佐賀藩の制度と財政」▽)。
- (17) 享保一七年規定は六月三日に發布されている。これに対して、諸郷よりのウシカ大発生の注進とこれに対する藩主権の五穀成就の祈禱は、同じく六月にはいつてからであるものの、藩当局の飢饉に対する本格的対応は七月下旬以降に開始される(宗茂公御年譜「享保一七年六月一九日条」、「鍋島主水家日記」△「鍋島主水家文書」所収▽享保一七年七月二四日条)。したがって享保一七年六月三日の軍役規定改訂は、その内容が軽減されてはいるものの、享保飢饉を直接前提として公布されたものではなかったと考えられる。
- (18) 家臣団にはすでに慶長期より出米が賦課され、これに対応できない家臣は、知行取の場合、その知行地の一部が「切地」として藩の直接管轄下におかれ、家臣へは知行の數割(通例二割)に当たる相続米が渡されるという制度がとられた(詳細については前掲「佐賀藩における知行の切地と上支配・銀主支配」参照)。この切地について、享保一七年一〇月一九日付で藩当局は、
- 一先年以来出米并諸返上方ニ切地仕置候人、当年ハ知行所大損毛ニ付、当年之儀者切地被差返候(後略)

〔日記〕八倉町鍋島家▽享保一七年一〇月一九日条)

という方針を示している。飢饉による家臣団窮乏に対する藩当局の認識を端的に示しているといえよう。

(19) 倉町鍋島氏(家老、物成一三〇〇石)の場合、寛保二年段階で知行地の一部を構成する佐賀郡上佐賀下郷東千布村及び同西千布村の計六七町六段八畝二六歩半のうち、「居付田島」が二七町一段二歩であるのに対し、荒廢地と目される「明田島」は四〇町四段八畝一五歩半であり、実に五九・八%にのぼる(「日記」八倉町▽寛保二年六月二日条)。

(20) 各家臣日記により確認される享保飢饉以降の切地の増加はそのことを物語っている。なお、藩政中期以降における切地については知行地支配や家臣財政の問題と深く関連しており、後考にまちたい。

(21) 「眼日記」(姉川鍋島家の日記) 元文元年八月五日条。

(22) 「綱茂公御年譜」元禄一三年八月一日条。

(23) (24) 「役目定」(「役目定陣屋坪割其外」所収)。

(25) 城島正祥「手明鐘と佐賀藩性格の一斑」(前掲「佐賀藩の制度と財政」)。

(26) (27) 拙稿「佐賀藩家臣団の編成と構成」。

(28) なお、弘化二年より安政元年にかけて減員したように見えるが「弘化二巳年惣着到」には、侍をはじめ全体で二三五三人の悴・孫等を含むため、実質的な減少を示したのではない。

(29) 佐賀藩は寛永一八年より福岡藩と隔年交代で長崎御番役を幕府より命じられている(「御番方大概」・「長崎御番沿革」)。

(30) 船手制の幕末期における改組過程については木原薄幸「幕末期における佐賀藩の軍制改革」(「香川大学教育学部研究報告」I・三〇号、一九七六年)一五〇～一頁参照。

(31) この場合、侍とは直属家臣団(一五与編成)所属者に限らず、三支藩・親類・親類同格等のいわば上層の大配分家臣層を含んでいる。但し、その陪臣層(「備」系統)は加えない。

(32) 地方知行取を指す。

(33) この二史料は「鍋島主水家文書」所収であるものの、鍋島主水家の陪臣の直臣取立のみを示したのではないことが、本文表皿によって知られる。しかし五十二年間に亘る記録としては、取立五〇人という数は少ないと考えられ、「鍋島主水与私」関係の直臣取立について記載したものと推測される。

(34) したがって、上層家臣の陪臣の家臣(身分)意識は高く、しばしば藩主直属の下級家臣(手明鐘・御徒層)と藩主御目見の

場での座格争論を行っている。

- (35) 「役目定陣屋坪割其外」所収。
- (36) 「弘化二巳年惣着到」はその典型。
- (37) 「吉茂公御年譜」正徳二年九月一三日条。
- (38) 勝茂の嫡子で光茂の父にあたる忠直は、すでに寛永一二年に死去しており、光茂が次代藩主にあたる。
- (39) 「御秘録」(鍋島主水家文書)所収。
- (40) 「与私」所属直臣の平均人数は、明暦二年で二六八人(「泰盛院様御印帳」、元禄八年で二五八人(「元禄八年着到全」・「光茂公御代与着到」)であったのに対し、弘化二年には五〇三人(「弘化二巳年惣着到」)と二倍弱に拡大している。但し、弘化期の分限帳は悴・孫等を二三五三人含むものの(先述)、これを差引いても「与私」平均所属者は三四六人となり、「与私」の規模拡大という指摘は可能である。
- (41) 利用史料(「大与頭次第全」)では安政期まで確認されるものの、「与私」編成が最終的に解体される明治二年まで大与頭であった(「兵員録」参照)。
- (42) 「大与頭次第全」により整理した。
- (43) 「鍋島家文庫」所収。享保元年より明治二年まで、ほぼ欠年なく存在する。大半が写本と考えられるが、原本と思われるものが数冊含まれる。
- (44) 「泰国院様御年譜地取」安永四年三月条。
- (45) 付表(1)は、その典型例として、明和六年の皿山会所地方詰の役方構成員(手明鑓・足軽)を示したものである。各人には自らが所属する「与私」に関する肩書があり、それによりこの図は復元したものである。
- (46) 「眼日記」元文元年八月五日条。
- (47) 知行地を藩当局が直接支配すること。藩が家臣に賦課する出来の未納、あるいは借銀等の抵当として実施される(前掲「佐賀藩における知行の切地と上支配・銀主支配」参照)。
- (48) 「泰国院様御年譜地取」天明八年六月一〇日条。
- (49) 少なくとも知行一〇〇石(物成四〇石)以上。
- (50) 「泰国院様御年譜地取」安永九年二月条。

付表(1) 明和6年皿山会所地方詰手明鍵・足輕名書及び所屬「与私」

佐賀藩家臣団編成の諸段階

	与私	物頭	手明鍵	足輕
①	鍋島弥平左衛門組			
②	鍋島 弾右衛門組	秀嶋 忠左衛門 (物成110石、足輕鉄炮25挺与頭)		永江 半左衛門
③	鍋島 凶書組	石井弥七右衛門 (物成110石、足輕鉄炮25挺与頭)		小嶋 権右衛門
④	中野 数馬組			
⑤	鍋島 主水組	石川 清九郎 (物成110石、手明鍵30人与頭)	前山 利右衛門 (「組着到」に記載無)	
		田中 作左衛門 (物成60石、足輕弓25帳与頭)		伊東 六右衛門
⑥	鍋嶋 七左衛門組	山村 伊左衛門 (物成130石、手明鍵30人頭)	田中 神平(切米8石3斗)	
		蔵内 善右衛門 (切米55石、足輕鉄炮25挺与頭)		中溝 常右衛門
⑦	鍋嶋 隼人組			
⑧	原田 舎人組	川浪 権兵衛 (物成160石、内加米50石、手明鍵40人頭)	藤山 祐右衛門(切米7石5斗)	
		福地 助之允 (物成100石、足輕鉄炮25挺与頭)		久米 千左衛門
		南部 大七 (米54石、外に加米10石、足輕鉄炮20挺頭)		三嶋 治右衛門
⑨	鍋島 靱貝組	深江 武兵衛 (物成110石、手明鍵40人頭)	塚原治武左衛門 (「組着到」に記載無)	
⑩	鍋島 喜左衛門組	村上 弥兵衛 (物成80石、足輕鉄炮25挺組頭)		本庄 儀右衛門 砥川 茂兵衛
⑪	納富 十右衛門組	沢野 奎之允 (物成100石5斗、内加米15石、足輕鉄炮25挺与頭)		福田 作左衛門 福田 惣右衛門 谷口 祐左衛門
⑫	鍋島 左太夫組			
⑬	千葉 太郎助組	有田 権之允 (物成100石、手明鍵30人組頭)	副田 権太郎(切米15石) 荒木 惣右衛門(切米12石7斗) 増田 藤左衛門(切米8石)	
⑭	石井 兵部組			
⑮	執行 郎左衛門	原田 伊兵衛 (物成120石、手明鍵30人頭外二預)	中溝 進之允(「組着到」に記載無) 田中 長右衛門(同上)	
		諸岡 奎右衛門	光武 金右衛門 光武 久右衛門	
		石丸 嘉衛門		平石 久右衛門
	不明	馬渡 隼太		山崎 作十

九九

註) 池田史郎『皿山代官日記覚書』41～2頁所収の「明和六丑年日記皿山会所地方詰手明鍵等足輕名書覚」及び「明和七年組着到」<重茂公御代末>より作成。
なお、表中の「組着到」に記載無とは、「明和七年組着到」で確認されないことを示す。

- (51) 「同右」安永九年三月条。
- (52) 幕末の例であるが、農業経営に従事する足輕層の下級家臣にとって、長崎警備（一ヶ年詰）が事実上極めて困難であったことが、次の史料より知られる。
〔天保五年一月六日〕
先般使節船入津ニ付而者、兩組々物頭已下多人數増番等被差出、數十日夜白共別而勤方有之、右ニ付而者内分不少雜費之筋も有之候ニ付、打追忝ヶ年詰ニ而者、足輕躰小身之者共ニ者、農業等、差欠罷越、其外永詰ニ而者、召仕等之手締行届兼候義有之由、右の廉々者不差支通何レとも取斗之通可有之哉ニ候（後略）
- 〔直正公御年譜地取〕天保一五年一月一六日条
- (53) すでに承応し明曆期に集大成された「鳥ノ子御帳」に、家臣耕作の場合の上納規定がある（「鳥ノ子御帳」二所収）。本文参照。
- (54) (55) 「泰医院様御年譜地取」安永三年六月一八日条。
- (56) 例えば鹿島鍋島家（鹿島藩）の「御配分并切米帳」（元禄一四年、「祐徳文庫」所収）、多久氏の「諸村御藏配分方石寄帳」（弘化三年八月、「多久家文書」所収）等。
- (57) 付表(2)は、「鍋島主水家文書」中の「与私」軍役関係史料を整理・分類し、年代順に一覧化したものである。表によれば、大与頭は「与中定・役目」、「組頭手頭」、「出陣規定」、「その他規定」等の各種軍役規定とともに、多数の「与着到」を所持していたことが知られる。表中、宝暦一〇年段階に示される各規定および「与着到」は、大与頭が所持していた「与私」軍役関係史料の基準を示していると考えられる。
- (58) 相田二郎『日本の古文書』上（岩波書店、一九四九年）八一七～九頁。
- (59) 瀬野精一郎「軍事関係文書」（『日本古文書学講座』中世編Ⅱ八雄山閣出版、一九八一年）。
- (60) 藤野保氏は、中世期の「着到」と近世期の着到帳との過渡的性情を有すると考えられる竜造寺隆信時代の着到帳（天正八年）の史料的性情を考察している（前掲『佐賀藩の総合研究』一三八～九頁）。
- (61) 厳密にいうならば、佐賀藩家臣団は旧竜造寺氏家臣団を母体として形成されている。
- (62) 前掲拙稿「佐賀藩家臣団の編成と構成―「与着到」の分析を中心として―」は、この「与着到」を分析の対照として、「与私」の構造や軍役負担のメカニズムを明らかにしたものであった。
- (63) これには年代記載がないものの、「与私」構成が「佐賀拾六組着到」（元治元年）と基本的に合致するので、元治元年前後の作成と考えられる。なお、手明鑑を、侍としている点に注意。

付表(2) 鍋島主水「与私」軍役関係史料

年代	与中定・役目	組頭手頭	出陣規定	その他規定	与着到
元和9.10.15	定〔先手組仕法〕				〔与着到〕
寛永3.卯.13					〔与着到〕
同 18.1.2					〔与着到〕
同 18.3.5					与中役目
正保2.2.25					
同 4.4.23					
同 4.12.5					与中之定並役目
慶安2.9.20					
寛文元.8.21					
延宝8.4.2					
天和3.9.5	与中定並役目	手頭 (出陣方並出陣留守居役の申付)		写〔家中勤番定書〕	与着到
貞享元.10.26					組着到
元禄12.9.20				馬究方定	
宝永6.8.15				{家中小屋割 与中小屋割	
享保元.8.21	与士手明鑑役目并主従付				
享保17.6.3	組中並役目				
享保18.11.15			{出陣仕組 出陣留守仕組		
寛保元9.15	組中定并役目				
宝暦10.4.1	{役目定 軍中掟	{士組代手頭 昇並副筒組頭手頭 弓組頭手頭 鉄炮組頭手頭 長柄鑑組頭手頭 手明鑑組頭手頭 陣場心得手頭 小荷駄心得手頭 組内目付手頭 組内使番手頭	出陣着到	{行列心得 武具持越心得 陣屋心得 座備心得 陣屋坪割定 兵糧定 船割定 下知覚書 合図合印覚書 兵糧積 夫小荷駄渡方	組着到
宝暦12.4					組着到
安永2.1.15	預組中定並役目				
文化12.9				留守中定条々	
文政6.8.15	軍役				
嘉永2.4.11					組着到写
文久2.9.1	組中定並役目				組着到

(64) 前掲「幕末期における佐賀藩の軍制改革」

(付記)

史料閲覧にあたっては、佐賀県立図書館郷土資料室の方々に多くの労をとっていただきました。謹んで謝辞を申し上げます。また成稿にあたっては、藤野保先生・小宮睦之先生・柴多一雄氏の方々より御教示を賜りました。記して感謝の意を表します。